

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：長崎県病院企業団

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	医師を除く場合
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	66.5%	95.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	55.6%	102.6%
全職員	56.9%	84.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	医師を除く場合
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	—	—
課長相当職	55.9%	96.7%
課長補佐相当職	86.2%	95.8%
係長相当職	85.3%	100.8%

※部局長・次長相当職については、対象者が少ないことにより特定の職員の給与が推測し得るため記載しない。

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	医師を除く場合
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.3%	99.3%
31～35年	68.1%	91.2%
26～30年	89.9%	94.8%
21～25年	91.5%	95.7%
16～20年	96.9%	100.1%
11～15年	79.7%	98.8%
6～10年	60.7%	92.4%
1～5年	48.3%	97.4%

【説明欄】

・「(1) 役職段階別」における「本庁部局長・次長相当職」については、対象者が少ないことにより特定の職員の給与が推測しうるため、「—」としている。
・相対的に給与水準の高い職種である医師の割合が、任期の定めのない常勤職員である男性職員では25.1%だが女性職員では2.7%となっており、平均して比較した場合に男女の給与の差異が大きくなっているため、医師以外の職員における男女の給与の差異についても公表している。

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。